

仕事

新規就農

■仕事を探す

お仕事を探したい場合は、町内にハローワークがあります。

町内の事業所を中心に、定期的に求人情報が出されていますので、利用すると便利です。

■起業する

町では、町内で小売業や飲食サービス業を新たに起業する方に対して、店舗の近代化を図るための費用などに対する助成を行っています。

田舎に移住し、お洒落なカフェやパイン屋を開業したい、そんな夢の実現へ協力します。

■農業研修・体験実習

酪農や畑作など、農業に従事したい方、新規就農を考えている方には、北海道農業担い手育成センターまたは遠軽町農業担い手対策協議会を通じて、町内で農業研修や体験実習をすることができます。

また、研修や実習を受ける場合には、町からの助成制度もあります。

■新規就農者への支援

町では、新たに自立して農業を営もうとする方に対して、各種支援をするなど、積極的な受け入れを行っています。

遠軽町の助成制度について

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

○大型免許等の資格取得費用助成制度

遠軽町の住民基本台帳に記録され、町内事業所に勤務している方、もしくは免許取得後 1 年以内に勤務した方が、大型、中型、準中型、大型特殊、けん引の免許取得する際に要した教習料金の半額(限度額 20 万円)を助成します。

○店舗の近代化への助成制度

町内で小売業、飲食サービス業または生活関連サービス業を営む方、もしくは営もうとする方が店舗を近代化(新築、増築、改築、移転、新設、増設、改修)する場合に、事業対象経費(税抜)の 100 分の 30 以内の額(上限 500 万円)を 3 年間の分割で交付します。

○空き店舗等活用支援事業等補助制度

2 カ月以上使用されていない空き店舗、空家を改修、改築又は解体し、店舗、事務所、作業場等又は店舗等に併設する駐車場に活用する者に対して、建物の改修費用等の一部(経費の 3 分の 2、上限 100 万円、ただし町が定めた項目に当てはまる場合は上限 200 万円)を助成します。

また、町外からの転入者(転入の日から 3 カ月以内)の方が、この制度により新たに営業等を行う場合は、町の広報紙に 2 年間無料広告を掲載できます。

なお、この制度は平成 31 年 6 月から施行予定となります。施行後の詳細は、町 HP に掲載します。



広大な畑一面に咲くじゃがいもの花

遠軽町農業担い手育成対策事業

遠軽町での就農先が確定した農業研修生に対して、一定の要件のもと、助成金を交付しています。

■農業研修生

遠軽町ですでに農業研修を行っており、就農先が確定している農業研修生に 1 月当たり 5 万円を支給します。

新規就農への

主な助成制度

(平成 31 年 4 月 1 日時点)

遠軽町新規就農者誘致促進事業

遠軽町で新たに農業を営もうとする新規就農者に対して、年齢や家族構成などの一定の要件のもと、奨励金などを交付しています。

■新規就農奨励金

一戸 180 万円を限度に交付します。

■農地賃借料助成金

一定の要件のもと借受した農用地の賃借料に対して、年間 1 / 2 以内で単年度 20 万円を限度に経営開始から 10 年以内の範囲で助成します。

遠軽町農業担い手育成総合支援事業

遠軽町で農業研修や体験実習をする方に対して、年齢など一定の要件のもと、助成金を交付しています。

■農業研修生

1 年以上の農業研修が可能な意欲のある方で、2 年間に限り 1 月当たり 1 万円を支給します。

■体験実習生

1 週間以上の体験実習が可能な 40 歳未満の方で、60 日を限度に 1 日当たり 1,000 円を支給します。